解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定められた存続期間の満了により、平成二十五年九月十六日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

茨城県下妻市下妻丁二三四番地

財団法人上町少年育成会

代表清算人　井上　譲

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十月十五日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野八九番地

小鹿野町土地開発公社

代表清算人　福島　弘文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日、寄附行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

埼玉県行田市行田一一番一〇号

財団法人若葉会

代表清算人　保泉　欣嗣

解散公告（第一回）

当法人は平成二十五年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都西多摩郡奥多摩町丹三郎二六〇番地

社団法人丹三郎共済会

代表清算人　間野田一浩

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

滋賀県大津市京町四丁目三番二八号

財団法人滋賀県市町村職員厚生会

代表清算人　竹山　秀雄

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十月八日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

大阪府南河内郡太子町山田八八番地

太子町土地開発公社

清算人　後藤　克己

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十月十八日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目六番一号

新宮町沖田土地区画整理組合

清算人代表　中野　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

鹿児島県鹿児島市西佐多町一八五番地四

財団法人鹿児島郡吉田村東西佐多浦奨学会

代表清算人　後藤　重信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

茨城県行方市玉造甲一五六〇番地

財団法人霞ヶ浦漁業振興基金協会

清算人　薄井　征記

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

群馬県前橋市城東町三丁目一八番一九号

財団法人昭和服装専門学校

清算人　大渕　功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

千葉県市川市中山二丁目一〇番一号

聖教護持財団（財団法人）

清算人　久保田正尚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都文京区弥生二丁目一七番一〇号

財団法人江戸千家茶道会

清算人　川上　不白

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）から平成二十六年一月七日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

東京都豊島区高田三丁目一四番二四号ハイライフ高田馬場

財団法人自然史科学研究所

代表清算人　猪郷　久義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

神奈川県横須賀市衣笠町六番五号

宗教法人真一教会

清算人　本沢　倫子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十三日開催の社員総会により、同日付けで解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

長崎県佐世保市瀬戸越四丁目一二九八番地一

医療法人社団北原整形外科医院

清算人　北原健次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月六日

高知県室戸市室津三三七〇番地五

財団法人高知県漁船海難救済基金協会

清算人　武井　大助

清算人　山本　巖

清算人　籠尾賀壽彦

第４期決算公告

平成25年11月６日号

東京都大田区南千東一丁目３番８号

ウイルプラスモトーレン株式会社

代表取締役　成瀬　隆章

貸借対照表の要旨

（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,459,391
	固定資産	348,651
	合計	1,808,042
負債及び純資産の部	流動負債	1,365,126
	固定負債	85,437
	株主資本	357,479
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	287,479
	その他利益剰余金	287,479
	（当期純利益）	(159,397)
	合計	1,808,042